

平成 29 年 2 月 6 日
東京都総務局人権部

ヘイトスピーチ解消に向けた東京都の取組について

1 考え方

○東京都人権施策推進指針（平成 27 年 8 月）

- ・「外国人」の人権の中で、「ヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないこと」と記載
- ・ヘイトスピーチに対する東京都や国の取組を紹介

○都議会における小池都知事答弁（平成 28 年 10 月）

- ・「世界の中で輝き続ける東京であるためには、外国人の人権、当然尊重されるべきもの。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは許されるものではない。」
- ・「平成 28 年 6 月、いわゆるヘイトスピーチ対策法が施行。このことも踏まえ、引き続き国としっかり連携しながら、啓発活動などの取組を推進して、多様性が尊重され、温かく、優しさに溢れる都市、つまり『ダイバーシティ』を実現してまいりたい。」

2 啓発（多文化共生を含む）

（1）知事メッセージによる啓発

- 人権部ホームページへの知事メッセージの掲出（平成 26 年 10 月～）
- 広報東京都平成 26 年 12 月号に「ヘイトスピーチはあってはならないこと」と訴える多文化共生に関する知事メッセージを掲載
- Jリーグ試合会場での知事メッセージ配布
 - ・東京ヴェルディ（平成 27 年 8 月 16 日、於：味の素スタジアム）
 - ・FC東京（平成 27 年 8 月 1 日、於：味の素スタジアム）
- 大型人権イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京 2015」のメイン企画「多文化共生シンポジウム」の冒頭で、知事が、人権と多様性を尊重することの重要性を訴えるオープニングメッセージを発信

（2）人権啓発イベント

○ヒューマンライツ・フェスタ東京 2015

- 平成 27 年 10 月 9 日～11 日 於：東京国際フォーラム（10,200 名来場）
- ・「多文化共生社会の実現」をメインテーマに、シンポジウム、講演会などの企画を実施

- ・多文化共生シンポジウムの冒頭で、知事が、人権と多様性を尊重することの重要性を訴えるオープニングメッセージを発信（再掲）

○ヒューマンライツ・フェスタ東京 2016

平成 28 年 11 月 4 日～6 日 於：東京国際フォーラム

- ・人権課題パネル展の中で「外国人の人権」に関するパネル展示を実施、法務省ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」を掲出

○人権週間行事「講演と映画の集い」

平成 27 年 12 月 8 日 於：練馬文化センター

平成 27 年 12 月 13 日 於：稲城 i プラザホール

- ・両会場において、多文化共生にかかる知事メッセージを放映、人権啓発冊子を配布

平成 28 年 12 月 2 日 於：目黒区中小企業センターホール

平成 28 年 12 月 10 日 於：小金井 宮地楽器ホール大ホール

- ・両会場において、法務省ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」を掲示、法務省リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」や人権啓発冊子を配布

○オリンピック・パラリンピックと人権・東京都シンポジウム

平成 29 年 2 月 1 日 於：都庁第一本庁舎 5 階 大会議場

- ・会場において、法務省リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」や人権啓発冊子を配布

(3) 映像による啓発

○啓発映像「外国人の人権～成熟した多文化共生社会の実現に向けて～」

- ・YouTube 東京都人権部チャンネルにて放映

○プロ野球、Jリーグ試合会場での選手からのメッセージ上映

- ・東京ヤクルトスワローズ（平成 27 年 8 月 23 日、於：明治神宮球場）
- ・東京ヴェルディ（平成 27 年 8 月 16 日、於：味の素スタジアム）

○人権週間テレビCM・ラジオCM

- ・平成 26 年度は大相撲の琴欧洲親方、平成 27 年度は歌手のクリス・ハート氏を起用したテレビCM・ラジオCMを放映

(4) 広報東京都 12 月号（395 万部／月、新聞折込並びに区市町村窓口等で配布）

- ・1 面及び見開き面の合計 3 面に人権特集記事を掲載
- ・平成 26 年 12 月号では、「ヘイトスピーチはあってはならないこと」と訴える多文化共生に関する知事メッセージを掲載（再掲）
- ・平成 27 年 12 月号では、「外国人の人権」の説明で、「特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）はあってはならないこと」との説明書きを掲載（平成 28 年 12 月号も同じ）

(5) 啓発冊子・リーフレット

○啓発冊子「みんなの人権」

(12万部／年、区市町村窓口等や人権啓発イベントにて配布)

- ・外国人の人権の説明において、ヘイトスピーチはあってはならないこと、ヘイトスピーチ解消法の施行について記載

○啓発リーフレット「外国人の人権」

(1万3千部／年、区市町村窓口等や人権啓発イベントにて配布)

- ・内容は「みんなの人権」に同じ

(6) 法務省ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」の掲出

- ・平成27年3月 都施設などで法務省ポスター約200枚を掲出
- ・平成28年11月 都施設などで法務省ポスター約300枚を掲出
(全ての公の施設の使用申請窓口、警察署のデモ等の申請窓口等を含む)

(7) ホームページ

- 東京都総務局人権部ホームページ「人権のとびら」の「外国人の人権問題」のページに、ヘイトスピーチはあってはならないこと、ヘイトスピーチ解消法の施行について記載。法務省ポスターを掲載、リーフレットへのリンクを掲載。
- 「人権のとびら」の全てのページで、「ヘイトスピーチ、許さない。」のバナーを掲載、法務省ホームページへリンク

3 教育

- 法施行に係る平成28年6月20日付け文科省通知文を都立学校及び区市町村教育委員会各学校に配付して法の趣旨を周知
- 法務省リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」を、教員対象の人権教育の研修会で配布するとともに内容について説明
- 区市町村教育委員会社会教育関係職員等を対象とした人権課題研修で、「多文化共生社会づくりと外国人の人権」をテーマに実施(平成29年2月1日)

4 相談

- 東京都人権プラザにおいて人権相談を実施。ヘイトスピーチに関する相談については、東京都人権プラザの一般相談において相談内容を伺い、必要に応じて適切な機関につないでいる。

5 公の施設

- 都立公園、文化施設など都の全ての公の施設の使用申請の窓口において、法務省啓発ポスターを掲出
- 上記の公の施設の使用申請において、必要に応じてヘイトスピーチ解消法が施行されたこと、ヘイトスピーチは許されないことを周知

6 デモ等や選挙

- デモ等の申請者に対する、ヘイトスピーチ解消法の施行やヘイトスピーチは許されないことの周知のため、都内の警察署のデモ等の申請窓口等において法務省啓発ポスターを掲出
- 選挙への立候補者予定者やその陣営の担当者に対し立候補手続きなどについて説明する機会を活用し、ヘイトスピーチ解消法の趣旨等について、選挙運動を行う際に遵守すべき法令等と併せて説明することにより周知を図る予定

7 国や区市町村との連携

- 平成 26 年 8 月 舛添都知事が安倍首相にヘイトスピーチの規制検討を要請
- 平成 27 年 6 月 都議会「外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書」を国へ提出
- 平成 28 年 9 月 法務省人権擁護局に対して「ヘイトスピーチ対策法に関する要望」を東京都、中央区、新宿区、神奈川県、川崎市、福岡県、福岡市の 7 つの地方公共団体の人権担当部局の連名で実施
- 平成 28 年 9 月 法務省ヘイトスピーチ対策専門部会へ参加
- 人権施策推進都区連絡会や人権施策推進都市町村連絡会などを通じて、ヘイトスピーチ解消に向けた取組に関する国の動向等を区市町村に情報提供